

伊予市建設工事低価格入札者排除措置要綱

平成22年7月23日

訓令 第20号

(目的)

第1条 この要綱は、伊予市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「市工事」という。）の競争入札における公正な競争と市工事の品質を確保するため、市工事の競争入札において繰り返し低価格の入札を行う者に対して、市工事の競争入札から排除するために必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱は、市工事において、伊予市低入札価格調査要領（平成21年伊予市訓令第2号）に定める調査基準価格又は伊予市財務会計規則（平成17年伊予市規則第48号）第260条の2に定める最低制限価格を下回る価格で入札（以下「低入札」という。）を行った者（開札後に無効となった者を含む。以下「低入札者」という。）に適用する。

(注意喚起)

第3条 財務課長は、低入札の再発を防止するため、低入札者に対して低価格入札に係る注意喚起について（様式第1号）により注意喚起を行うものとする。

(排除措置)

第4条 市工事の一般競争入札及び指名競争入札からの排除（以下「排除措置」という。）については、別表に定めるとおり、各四半期の末日を基準日として、基準日以前に開札した当該年度の市工事の競争入札において、低入札を累積2回以上行った者に対して行うこととし、排除措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）の排除期間は、基準日の翌々月の第1日から3カ月とする。

2 排除措置を行った場合は、排除措置の対象となった基準日までの低入札については、翌四半期以降の基準日の集計に加算しない。

3 財務課長は、排除措置対象者へ競争入札への入札参加制限について（様式第2号）により、入札から排除する旨を通知する。

(公告等)

第5条 一般競争入札においては、排除措置対象者について排除期間は市工事の入札に参加できないことを公告しなければならない。

2 排除措置対象者及び排除期間については、伊予市建設工事排除措置対象者一覧表（様式第3号）により公表する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月6日訓令第3号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(別 表)

各 期	基 準 日	排 除 期 間
第1四半期	6月末日	8月～10月の3カ月
第2四半期	9月末日	11月～1月の3カ月
第3四半期	12月末日	2月～翌年度4月の3カ月
第4四半期	3月末日	翌年度5月～翌年度7月の3カ月